

《寄付金に対する免税措置》

(1) 所得税法上の寄付金控除

学校法人二階堂学園に対する寄付は、特定公益増進法人への寄付として、税制上の優遇措置を受けることができます。

「所得控除制度」、「税額控除制度」の2種類を、確定申告の際に寄付者ご自身が、どちらか一方の制度を選択できます。

☆税額控除制度（平成23年度税制改正による新制度）

所得税率に関係なく所得税額から直接控除されるため、**所得控除制度と比較して減税効果が大きくなります。**

所得税控除額※1 = (寄付金額※2 - 2,000円) × 40%

※1 所得税控除額は、その年の所得税額の25%が上限となります。

※2 控除対象となる寄付金額は、その年の総所得金額等の40%が上限となります。

確定申告の際には、税額控除に係る証明書(写)と本学発行の寄付金領収書が必要となります。

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{税 額 控 除 額} \\ \text{(上限:所得税額の25\%)} \end{array}} = \left(\boxed{\begin{array}{l} \text{寄 付 金 の 額} \\ \text{(上限:総所得金額等の40\%)} \end{array}} - \boxed{2\text{千円}} \right) \times \boxed{40\%}$$

☆所得控除制度

所得控除を行った後に所得税率をかけるため、所得金額に対して寄付金額が大きい場合には減税効果が大きくなります。

所得控除額 = 寄付金額※3 - 2,000円

※3 控除対象となる寄付金額は、その年の所得税額の25%が上限となります。

確定申告の際には、特定公益増進法人証明書(写)と本学発行の寄付金領収書が必要となります。

$$\boxed{\text{寄 付 金 控 除 額}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{寄 付 金 の 額} \\ \text{(上限:総所得金額等の40\%)} \end{array}} - \boxed{2\text{千円}}$$

(2) 個人住民税の寄付金税額控除（地方公共団体の条例により指定された場合に限る）

確定申告が必要です。確定申告の際に、「寄付金受領証明書」を添付してください。

お住まいの都道府県・市区町村の条例によって、当学園への寄付が住民税の寄付金税額控除の対象として指定されている場合には、住民税の寄付金税額控除の適用を受けることができます。

※ご寄付いただいた年の翌年1月1日現在の住所地の都道府県・市区町村の条例指定が必要となります。

$$\boxed{\text{住民税の控除額}} = \left(\boxed{\begin{array}{l} \text{寄 付 金 の 額} \\ \text{(上限:総所得金額等の30\%)} \end{array}} - \boxed{2\text{千円}} \right) \times \boxed{\text{控除率}}$$

控除率 = 都道府県が指定した寄付金 → 4%
市区町村が指定した寄付金 → 6%